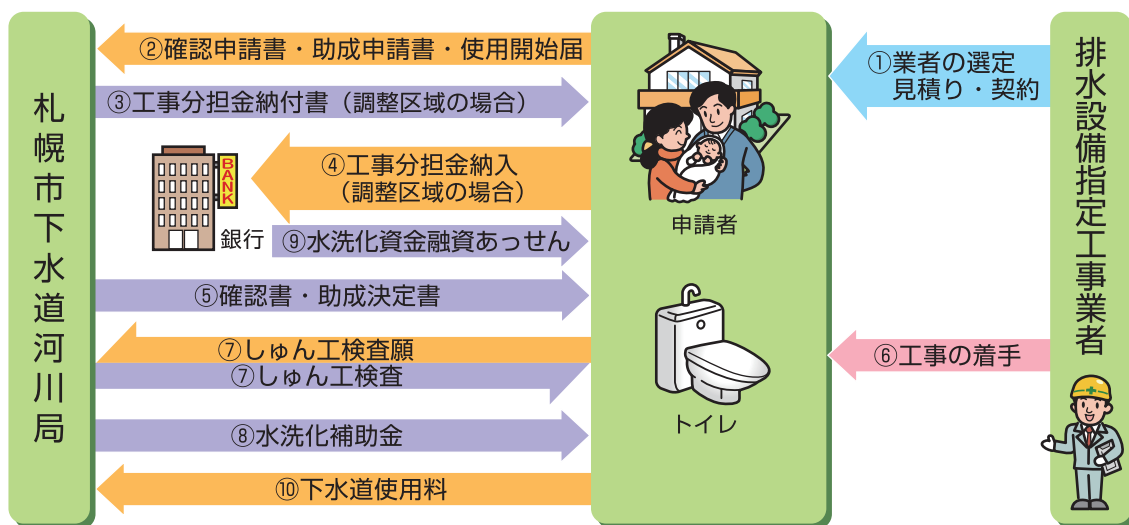


下水道使用開始の手続



下水道の使用を開始する場合は、次のような手続をおこなってください

① 業者の選定・見積り・契約

詳細については4-1をご覧ください。

② 確認申請書・助成申請書・使用開始届

工事の前に、必ず申請をおこなってください。

確認申請については4-2を、助成制度については4-3をご覧ください。

③ 工事分担金納付書(市街化調整区域の場合)

市街化調整区域で公共下水道を利用する場合は工事分担金が賦課されます。

詳細については4-5をご覧ください。

④ 工事分担金納入(市街化調整区域の場合)

詳細については4-5をご覧ください。

⑤ 確認書・助成決定書

申請内容に不備がないかを確認して、通知いたします。

確認書については4-2をご覧ください。

⑥ 工事の着手

工事は確認書が届いてからおこなってください。

排水設備は個人の財産です。きちんと施工されているか確認しましょう。

⑦ しゅん工検査

工事完了後はすみやかに「排水設備しゅん工検査願」を提出して札幌市の検査を受けてください。

⑧ 水洗化補助金

助成手続きに必要な書類がそろいましたら指定金融機関へ補助金を振り込みます。

⑨ 水洗化資金融資あっせん

札幌市が指定する金融機関へあっせんした後に、金融機関が融資審査し、融資を実行します。

⑩ 下水道使用料

下水道の使用料については、4-6をご覧ください。

4-1 業者選定と設計・見積り

業者を選ぶ際は、なるべく複数の業者から見積りをとるなど、工事内容や金額をご確認ください。

指定工事業者制度について

札幌市では、排水設備工事責任技術者が専属していることなどを要件とする排水設備指定工事業者制度を設けております。

公共下水道に接続するための宅地内の排水設備等の工事は、札幌市の指定をうけた「指定工事業者」による施工が必要になります。

排水設備の工事、修繕などに関することは、排水設備指定工事業者にご相談ください。

なお、排水設備指定工事業者名簿は下記アドレスから一覧表をご覧ください。

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/haisuisetsubisiteikoujigyousha.html>

4-2 工事の前に必ず届出を

排水設備の設置または改築をしようとする者は札幌市下水道条例第8条に基づき、あらかじめ市長に「排水設備設置等確認申請書」を提出し、確認を受けなければなりません。

また、排水設備の設置または改築の工事は、排水設備指定工事業者でなければ施工できませんので、ご注意ください。

排水設備設置等確認申請書については

- 事業推進部排水指導課
- 東部・西部下水管理センター
- 水道局給水部給水装置課

で配付しております。また下記のサイトよりダウンロードすることができます。

<https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/index.html>

確認後、市より確認書をお送りします

提出されました「排水設備設置等確認申請書」の内容を審査し、法令等に定める基準に適合していることを確認したもののについて「排水設備設置等確認書」で通知します。工事完了後はすみやかに「排水設備しゅん工検査願」を提出して札幌市の検査を受けてください。

- 問い合わせ先
事業推進部 排水指導課(☎818-3422)

【排水設備設置等確認申請書】

課 表	国	県	市	区	番	号								
	課	課	課	課	課	課								
決 日 決 日 決 日 決 日 決 日 決 日 決 日														
課 設 置 番 号 課 設 置 番 号 課 設 置 番 号 課 設 置 番 号 課 設 置 番 号 課 設 置 番 号 課 設 置 番 号														
下記の請求設備工事を確認して下さい。 確認申請提出番号														
排水設備設置等確認申請書														
(あて先) 平成 年 月 日 機 械 市 民 住 所 申請者 ※欄にも印刷してください。 氏 名 印														
下記のとおり施工したいので 関係機関を添えて申請します。														
設置場所 札幌市 区 電話														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 使用 者 の 住 所 氏 名 </td> <td style="width: 70%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> ☐ (申請者と同じ) ☐ (設置場所と同じ) ----- 氏 名 ☐ (申請者と同じ) 電話 </td> </tr> </table>							使用 者 の 住 所 氏 名	☐ (申請者と同じ) ☐ (設置場所と同じ) ----- 氏 名 ☐ (申請者と同じ) 電話						
使用 者 の 住 所 氏 名	☐ (申請者と同じ) ☐ (設置場所と同じ) ----- 氏 名 ☐ (申請者と同じ) 電話													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 家庭の状況 (○で囲んでください) </td> <td style="width: 70%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 所有 区 分 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1. 住 宅 用 2. 集 合 住 宅 (戸) 5. その他 3. 兼住宅宅 5. その他 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 工事予定期間 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 新 着 年 月 日 平成 年 月 日 しゅん工年月日 平成 年 月 日 </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>							家庭の状況 (○で囲んでください)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 所有 区 分 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1. 住 宅 用 2. 集 合 住 宅 (戸) 5. その他 3. 兼住宅宅 5. その他 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 工事予定期間 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 新 着 年 月 日 平成 年 月 日 しゅん工年月日 平成 年 月 日 </td> </tr> </table>	所有 区 分	1. 住 宅 用 2. 集 合 住 宅 (戸) 5. その他 3. 兼住宅宅 5. その他	工事予定期間	新 着 年 月 日 平成 年 月 日 しゅん工年月日 平成 年 月 日		
家庭の状況 (○で囲んでください)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 所有 区 分 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1. 住 宅 用 2. 集 合 住 宅 (戸) 5. その他 3. 兼住宅宅 5. その他 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 工事予定期間 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 新 着 年 月 日 平成 年 月 日 しゅん工年月日 平成 年 月 日 </td> </tr> </table>	所有 区 分	1. 住 宅 用 2. 集 合 住 宅 (戸) 5. その他 3. 兼住宅宅 5. その他	工事予定期間	新 着 年 月 日 平成 年 月 日 しゅん工年月日 平成 年 月 日									
所有 区 分	1. 住 宅 用 2. 集 合 住 宅 (戸) 5. その他 3. 兼住宅宅 5. その他													
工事予定期間	新 着 年 月 日 平成 年 月 日 しゅん工年月日 平成 年 月 日													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 附水工事業者 業務登録者 </td> <td style="width: 70%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 指定工事業者番号 第 号 所在地 市 区 町 丁目 番 号 担当 氏 名 業務登録者 第 号 氏 名 </td> </tr> </table>							附水工事業者 業務登録者	指定工事業者番号 第 号 所在地 市 区 町 丁目 番 号 担当 氏 名 業務登録者 第 号 氏 名						
附水工事業者 業務登録者	指定工事業者番号 第 号 所在地 市 区 町 丁目 番 号 担当 氏 名 業務登録者 第 号 氏 名													
確認書の送付先 (○で囲んでください。) 1. 申請者 2. 施工者														
公共下水道使用開始届記入欄														
使用開始(予定) 日 平成 年 月 日														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1 水道水のみ使用 2 地下水のみ使用 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 3 水道水と地下水と両方使用 4 その他の水の使用 () </td> </tr> </table>							1 水道水のみ使用 2 地下水のみ使用	3 水道水と地下水と両方使用 4 その他の水の使用 ()						
1 水道水のみ使用 2 地下水のみ使用	3 水道水と地下水と両方使用 4 その他の水の使用 ()													
※該当するものに必ず○で囲んでください。また、2-4に該当する場合は、 料金表(下水道利用料計算書)に連絡して下さい。電話818-3412														
単地下水道使用の場合記入														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> お客様番号 (水検番号) </td> <td style="width: 70%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大検番 個</td> <td style="width: 33%;">小検番 個</td> <td style="width: 33%;">兼用便所 個</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">人員</td> <td style="width: 33%;">沿槽</td> <td style="width: 33%;">便</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>							お客様番号 (水検番号)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大検番 個</td> <td style="width: 33%;">小検番 個</td> <td style="width: 33%;">兼用便所 個</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">人員</td> <td style="width: 33%;">沿槽</td> <td style="width: 33%;">便</td> </tr> </table>	大検番 個	小検番 個	兼用便所 個	人員	沿槽	便
お客様番号 (水検番号)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大検番 個</td> <td style="width: 33%;">小検番 個</td> <td style="width: 33%;">兼用便所 個</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">人員</td> <td style="width: 33%;">沿槽</td> <td style="width: 33%;">便</td> </tr> </table>	大検番 個	小検番 個	兼用便所 個	人員	沿槽	便							
大検番 個	小検番 個	兼用便所 個												
人員	沿槽	便												
水道の使用番号														
下水道料金納入通知書又は開光などに添付している水道使用プレートの 番号を記入して下さい。														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 給水工事業者 所在地 市 区 町 </td> <td style="width: 70%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 指定排水設置工事事業者番号 第 号 </td> </tr> </table>							給水工事業者 所在地 市 区 町	指定排水設置工事事業者番号 第 号						
給水工事業者 所在地 市 区 町	指定排水設置工事事業者番号 第 号													
電話														

(注) 大検のみ記入して下さい。

【排水設備設置等確認書】

排水設備設置等確認書	
凡例頁目	
下記の確認事項は、凡例の下水道条例の規定に適合することを確認しましたので通知いたします。	
記	
調査年月日	
設　置　場　所	
調査者（ ）	昭　和　年　月　日 しほらん工業株式会社
検査事項及び備考	
〔注意事項〕本管財公社工事の報告は、通報点検及び検員の許可を得た上で工事完了の日以上後述の通り一週間以内、訂正せず、改良の措置を待てず行ってください。	

【排水設備しゅん工検査願】

排水設備しゅん工検査願			
		平成	年 月 日
(おてえ) 札幌市			
出 所			
継 出 人			
氏 名			
下記の工事についてしゅん工検査を依頼します。			
施 設 年 月 日	平成	年 月 日	
設 置 番 号	部	号	
設 置 場 所	区		
施 工 者	指定番号	部	号
	所在地 名 称		
工事期間	竣工年月日	平成	年 月 日
	しゅん工 年 月 日	平成	年 月 日
使用開始年月日	平成	年 月 日	
水通 (水税) 番号			
課	号		

4-3 助成制度をご利用ください

トイレの水洗化に関する助成制度

公共下水道を利用できる方が、くみ取り式便所から水洗トイレへ改造するときに利用できる助成制度があります。

※助成については、くみ取り便所からの水洗化改造工事の場合のみとなります。浄化槽を廃止して水洗化する場合は対象外となります。

融資を受けて工事を行う場合

札幌市水洗化資金融資あっせん制度

利用できる方

- (1) 指定工事業者の施工により、既設のくみ取り式便所から水洗化等改造工事を行う方
 - (2) 水洗化改造資金助成制度（補助金）を利用しない方
- ※上記以外の要件もありますので、詳細につきましては、下記担当課までお問い合わせください。
※札幌市が指定する金融機関へあっせんした後に、金融機関が融資審査し、融資を実行します。

融資条件

利 率	無利子
融資限度額	50 万円 ※但し、工事対象のくみ取り式便所が2基以上の場合は70万円
融 資 期 間	3 年以内
償 還 方 法	元金均等割賦返済（※金融機関への返済となります。）

自己資金で工事を行う場合

水洗化改造資金助成制度（補助金）

利用できる方

- (1) 指定工事業者の施工により、既設のくみ取り式便所から水洗化等改造工事を行う方
 - (2) 札幌市水洗化資金融資あっせん制度による融資を利用しない方
- ※上記以外の要件もありますので、詳細につきましては、下記担当課までお問い合わせください。

補助金額

処理区域になってから1年以内または処理可能区域	トイレ1基につき	2万3千円
処理区域になってから1年を超え2年以内	トイレ1基につき	1万7千円
処理区域になってから2年を超え3年以内	トイレ1基につき	9千円

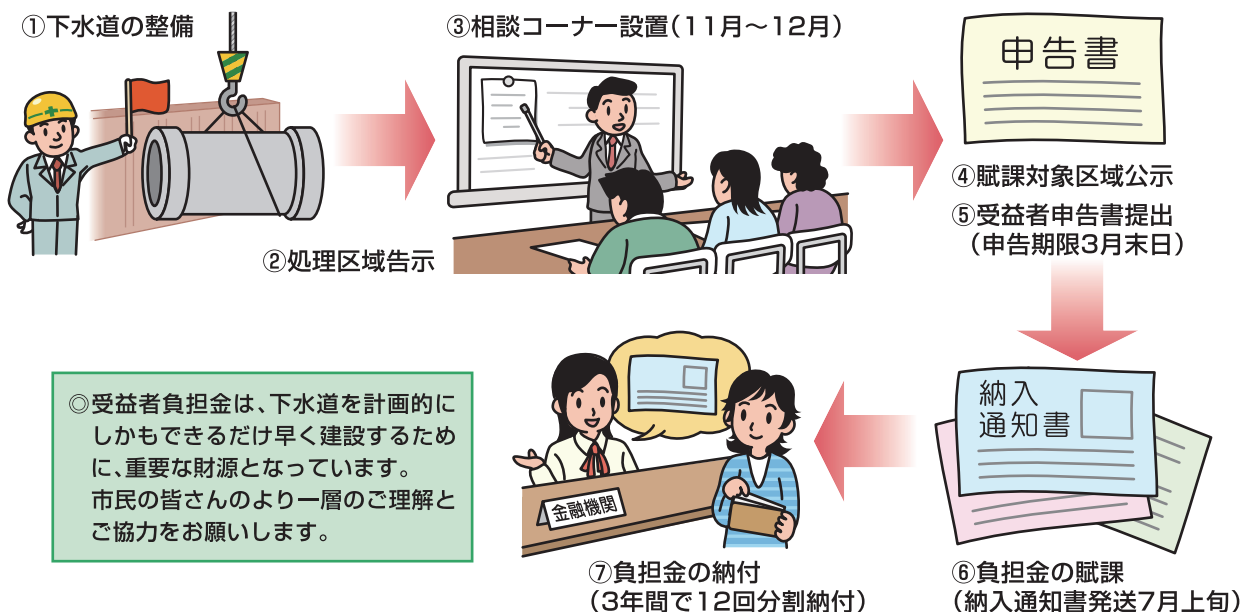
●問い合わせ先 事業推進部 排水指導課（☎818-3422）

4-4 市街化区域受益者負担金

市街化区域に公共下水道が整備されたときに、建設費の一部としてお持ちの土地の面積に応じて一度限りで負担していただきます。

●問い合わせ先
経営管理部 財務課 (☎818-3412)

負担金を納めていただくまで



4-5 市街化調整区域工事分担金

1 市街化調整区域工事分担金とは

市街化調整区域に居住する市民のみなさんの生活環境を改善するために下水道整備を進めていますが、整備には多額の費用を必要としますので、下水道施設利用者の方々にその建設費の一部を負担していただくのが市街化調整区域工事分担金です。

2 工事分担金を納めていただく方は

市街化調整区域内において、下水道を利用するため建築物等に排水設備を設置する方を納入義務者と定め工事分担金を納めていただきます。

3 工事分担金の賦課対象および基準は

工事分担金は、排水負荷単位の合計数値により賦課されますが、一定数値(30単位)以下の建物などについては分担金額は定額(70,000円)になります。

なお、排水負荷単位が一定数値を超える場合は、その合計数値に応じて賦課をします。

●排水負荷単位は、衛生設備器具の種類ごとに単位が決まっています。たとえば、便器4、洗面台1、浴槽(ユニットバス)4、流し台2、洗濯機3で、一般的な戸建住宅の場合は合計で14程度になります。

なお、設置する器具数や種類によって負荷単位が異なる場合がありますので、事業推進部排水指導課までお問い合わせください。

4 工事分担金の計算方法は

工事分担金は、次のとおり計算します。

排水設備を新たに設置する場合

工事分担金は、排水負荷単位の合計数値に応じて賦課されますが、その合計数値が30以下の場合の工事分担金額は、70,000円になります。

- 排水負荷単位が、30を超える場合の計算方法は

$$70,000円 \times \frac{\text{排水負荷単位}}{30} = \text{工事分担金額}$$

計算例

- 排水負荷単位が34の場合

$$70,000円 \times \left(\frac{34}{30} \right) = 77,000円 \text{ となります。}$$

$$\ast \frac{34}{30} = 1.13 = 1.1$$

排水負荷単位の係数に0.1未満の端数が生じたときは、小数点第2位を四捨五入します。

増改築により排水負荷単位合計数値が増加する場合

- 増改築前の排水負荷単位が、30以下の場合の計算方法は

$$70,000円 \times \frac{\text{増改築後の排水負荷単位} - 30}{30} = \text{工事分担金額}$$

計算例

- 増改築後の排水負荷単位合計数値が35の場合

$$70,000円 \times \left(\frac{35 - 30}{30} \right) = 14,000円 \text{ となります。}$$

$$\ast \frac{35 - 30}{30} = 0.16 = 0.2$$

排水負荷単位の係数に0.1未満の端数が生じたときは、小数点第2位を四捨五入します。

- 増改築前の排水負荷単位が、30を超えている場合の計算方法は

$$70,000円 \times \frac{\text{増改築後の排水負荷単位合計数値} - \text{増改築前の排水負荷単位合計数値}}{30} = \text{工事分担金額}$$

計算例

- 増改築後の排水負荷単位合計数値が39、増改築前の排水負荷単位合計数値が31の場合

$$70,000円 \times \left(\frac{39 - 31}{30} \right) = 21,000円 \text{ となります。}$$

$$\ast \frac{39 - 31}{30} = 0.26 = 0.3$$

排水負荷単位の係数に0.1未満の端数が生じたときは、小数点第2位を四捨五入します。

- 問い合わせ先

事業推進部 排水指導課 (☎818-3422)

5 納付方法および納付期限

排水設備設置等確認申請書を提出された後、工事分担金を計算し、納入通知書を送付いたしますので、指定された納付期限までに金融機関において納めてください。

なお、排水設備設置等確認書は納入を確認した後、交付します。

- 問い合わせ先

経営管理部 財務課 (☎818-3412)

4-6 下水道使用料

下水を処理する施設は年中無休のフル回転。この施設に十分な機能を発揮させるために、維持管理の費用がかかります。この維持管理費や建設費の一部は、公共下水道を使用している方に納めていただく下水道使用料により充てられています。

下水道を使っている方は使用料を

家庭や事業所等の水洗トイレ、台所、浴室などで使用した汚水を公共下水道に流している場合は流した汚水量に応じて下水道使用料を納めていただくことになっています。下水道使用料は、原則として2ヵ月ごとに水道料金と同時に納めていただきます。

すでに下水道を使用しているのに「上・下水道使用料納入通知書または、口座振替領収書」の中の下水道使用料が空欄になっている方は、経営管理部財務課までご連絡ください。

下水道使用料(1ヵ月につき)

令和8年10月改定

※右記金額を基礎として算定した額に消費税(10%)相当額を加えたものが使用料となります。	汚水量	単位	金額
	10㎡まで	—	750円
	11㎡～ 20㎡まで	1㎡につき	87円
	21㎡～ 30㎡まで		114円
	31㎡～ 100㎡まで		146円
	101㎡～ 200㎡まで		177円
	201㎡～1,000㎡まで		203円
	1,001～5,000㎡まで		232円
	5,001㎡以上		265円

〔ご注意〕無届で公共下水道を使用している場合は、使用開始した日までさかのぼり使用料をいただくことになります。

おねがい

- ・井戸水から水道水に切り替えたとき
 - ・地下水くみ上げポンプの増設・交換をしたとき
 - ・転出入または水洗トイレなどの新設・増設をしたとき
- 経営管理部 財務課へ届け出を! ☎818-3412



私道の公共下水道、排水設備設置に関する制度

市が整備する公共下水道は、公道区域を対象としていますが、私道に対しても、一定の条件を満たす場合に限り、公共下水道を整備することができ、あるいは、排水設備の設置に対して、資金の補助及び受託施工することができます。

制度名	公共下水道枝線管きょ設置基準要綱 (私道に公共下水道を整備する場合)	私道排水設備工事補助制度 (私道に私設の排水設備を整備する場合)
道路条件	建築基準法に基づく指定道路など	通路(私道として非課税、減額補正されているもの)
幅員	2.7m以上	2.7m以上
設置要件	土地所有者の使用承諾	土地所有者の使用承諾
利用戸数	2戸以上	2戸以上(市街化調整区域は4戸以上)
存続年数	—	10年以上
工事施工	札幌市	札幌市(受託施工)
維持管理	札幌市(公共下水道施設)	使用者(私有排水設備)
補助金額	全額市費	工事費の4/5

●問い合わせ先 事業推進部 排水指導課窓口調整担当係(☎818-3462)